

# 福島県知事許可業者の皆様へ

平成28年6月1日から「解体工事業」に係る経営事項審査が新設されます。

## ○主な改正点

### 1 「解体工事業」に係る経営事項審査を新設

これまで「とび・土工工事業」として行われてきた解体工事について、建設業の許可に係る業種区分として、新たに「解体工事業」が設けられたことにより、経営事項審査についても「解体工事業」の業種区分が新たに設けられます。

なお、改正法の経過措置に合わせて、経営事項審査でも経過措置が設けられます。

### 2 経営事項審査の経過措置について（平成28年6月から3年間）

#### ① 総合評定値について

経過措置期間中に限り、これまでの「とび・土工・コンクリート」と変わらない経審結果を算出可能とするため、改正法施行後の許可区分における「とび・土工工事業」・「解体工事業」の総合評定値に加え、改正法施行以前の許可区分によるとび・土工工事業として「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の総合評定値も算出し、通知を行います。

#### ② 技術職員について

解体工事業導入に伴う技術職員の振り分けにより、経審点数が低下することを避けるため、「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請しても1の業種とみなします。（通常、技術職員1人につき申請できる建設業の種類は2であるところ、当該ケースに限り3となることを認めるもの。）

### 3 完成工事高の切り分けについて

法施行後、「とび・土工工事業」又は「解体工事業」の経審を受ける場合は、当面、申請時に直前2年または3年分のとび・土工・コンクリート工事、解体工事の工事経歴書（切り分けを行ったもの）の提出が必要となります。解体工事業の許可を取得するまでは、解体工事は「その他工事」扱いになります。

※改正内容の詳細については、国土交通省のホームページをご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_fr1\\_000041.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr1_000041.html)

### 4 今後のスケジュール

- 平成28年6月1日以降の申請から、改正後の審査基準に基づき審査を行う予定です。
- 「経営事項審査申請要領（改訂版）」等の追加情報については、下記福島県土木部建設産業室のホームページに随時掲載する予定ですので、ご覧ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025c/keiejikoushinsa.html>